四
(一)　所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町（国有林°次の図に示す部分に限る°）
(二)　指定施業要件の変更に係る保安林の指定施業要件
1　変更後の指定施業要件　立木の伐採の方法
(1)　立木の伐採に係る伐採種は、定めない°
(2)　主伐に係る伐採種は、当該立木の所在する市町村の森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする°
(3)　以上の間伐に係る森林は、次のとおりとする°
2　間伐及び樹種並びに植栽の方法・期間　間伐の限度は、次のとおりとする°
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する°）

(三)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町（次の図に示す部分に限る°）
(一)　変更後の指定施業要件　立木の伐採の方法
(1)　立木の伐採に係る伐採種は、定めない°
(2)　主伐に係る伐採種は、当該立木の所在する市町村の森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする°
(3)　以上の間伐に係る森林は、次のとおりとする°
2　間伐及び樹種並びに植栽の方法・期間　間伐の限度は、次のとおりとする°
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊防備
(三)　変更後の指定施業要件　立木の伐採の方法
(1)　立木の伐採に係る伐採種は、定めない°
(2)　主伐に係る伐採種は、当該立木の所在する市町村の森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする°
(3)　以上の間伐に係る森林は、次のとおりとする°
2　間伐及び樹種並びに植栽の方法・期間　間伐の限度は、次のとおりとする°

三
(一)　所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町（次の図に示す部分に限る°）
(二)　指定施業要件の変更に係る保安林の指定施業要件
1　変更後の指定施業要件　立木の伐採の方法
(1)　立木の伐採に係る伐採種は、定めない°
(2)　主伐に係る伐採種は、当該立木の所在する市町村の森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする°
(3)　以上の間伐に係る森林は、次のとおりとする°
2　間伐及び樹種並びに植栽の方法・期間　間伐の限度は、次のとおりとする°
(三)　保安林として指定された目的　土砂の流出防備

二
(一)　所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町（国有林°次の図に示す部分に限る°）
(二)　指定施業要件の変更に係る保安林の指定施業要件
1　変更後の指定施業要件　立木の伐採の方法
(1)　立木の伐採に係る伐採種は、定めない°
(2)　主伐に係る伐採種は、当該立木の所在する市町村の森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする°
(3)　以上の間伐に係る森林は、次のとおりとする°
2　間伐及び樹種並びに植栽の方法・期間　間伐の限度は、次のとおりとする°
(三)　保安林として指定された目的　干害の防備

## ○国土交通省告示第六百四十六号

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条の五第一項の規定により、同規則第十九条第一号トの登録講習機関を更新した旨を公示する°

平成二十七年五月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十七年四月二十日
二　登録番号　第二号
三　氏名又は名称　一般財団法人全国建設研修センター
四　住所　東京都小平市喜平町二丁目一番二号
五　法人である場合の代表者の氏名　野見山恵弘
六　登録講習事務を行う役員の氏名　野見山恵弘
七　登録講習事務所の名称　一般財団
八　登録講習事務所の所在地　東京都小平市喜平町二丁目一番二号
九　登録講習事務を開始する年月日　平成二十七年五月十八日

## ○国土交通省告示第六百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十七条の二第一項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する°

平成二十七年五月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の五の項指定をした日欄中「平成二十三年三月九日」を「平成二十七年三月十日」に改め、同表の十五の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「今在家」を「今在家町」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同表の二十三の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄に次のように加える°

ハ　横浜支店　神奈川県横浜市中区太田町六丁目八十四番地二

## ○東北地方整備局告示第百六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号°以下「法」という°）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する°

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する°

平成二十七年五月十八日

東北地方整備局長　縄田　正

第1　起業者の名称　宮城県

第2　事業の種類　一級河川名取川水系南貞山運河改修工事（左岸：宮城県名取市下増田字北原東地内、右岸：宮城県名取市下増田字台林地内から同市下増田字屋敷地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　宮城県名取市下増田字北原東、字台林及び字屋敷地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県名取市下増田字広浦地内から岩沼市下野郷字立掛地内までの左岸延長4,895ｍの区間及び宮城県名取市下増田字広浦地内から岩沼市下野郷字浜地内までの右岸延長4,850ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川名取川水系南貞山運河改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件区間は同法第９条第２項に規定する指定区間に該当し、同項の規定により、指定区間内の一級河川の管理は都道府県知事が行うものとされていることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一級河川名取川水系南貞山運河（以下「南貞山運河」という。）は、慶長６年に開削され、宮城県岩沼市の一級河川阿武隈川水系五間堀川合流点から海岸線に沿って南から北に流下し、名取市の広浦に注ぐ、幹川流路延長5.4km、流域面積112.9㎢の河川であり、広浦にて一級河川名取川水系増田川と合流した後、河口部が仙台湾沿岸に属している一級河川名取川水系名取川に接続している。

仙台湾沿岸は、宮城県石巻市黒崎から福島県相馬市の茶屋ヶ岬までの約435kmのリアス式の崖海岸と砂丘性の海岸が混在した海岸であり、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、沿岸には多くの港湾や漁港が立地し、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んであったが、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

仙台湾沿岸の海岸保全対策は、平成12年５月に海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針が策定されたことを受けて、平成16年10月に仙台湾沿岸海岸保全基本計画（以下「基本計画」という。）が策定され、基本計画等に基づき、数十年から百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波に対して対処できる防護水準とすることを目標として、順次防潮堤等の海岸改修が実施されているとともに、これと一体となって河川の河口部においても同様な河川改修が実施されている。

本件事業は、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、防護水準であるＴＰ（東京湾平均海面）＋3.7ｍを確保するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間に堤防が整備されることから、津波、高潮等による被害の軽減に寄与することが認められる。